三沢市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

平成２９年１月４日制定

（趣旨）

第１条　この要綱は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第１１５条の４５第１項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法及び介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（事業の目的）

第２条　総合事業は、市が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的とする。

（定義）

第３条　この要綱において使用する用語の意義は、次に掲げるもののほか、法、省令及び地域支援事業実施要綱（平成１８年６月９日老発第０６０９００１号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」。以下「通知」という。）において使用する用語の例による。

（１）　要支援者　法第９条第１号に規定する第１号被保険者のうち同法第３２条の規定により要支援認定を受けた者

（２）　介護予防・生活支援サービス事業対象者　介護予防事業の円滑な実施を図るための指針（平成１８年厚生労働省告示第３１６号）に定める基本チェックリスト（以下「基本チェックリスト」という。）の記入内容が事業対象基準に該当した者（以下「事業対象者」という。）

（実施主体）

第４条　事業の実施主体は、三沢市とする。ただし、事業の利用者、サービス内容及び費用負担額の決定を除き、事業の実施について、適切、公正かつ効率的に実施できると認められる社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人その他の市が認める法人等（以下「社会福祉法人等」という。）に委託することができる。

（事業の内容）

第５条　市は、総合事業として次に掲げる事業を行うものとする。

（１）　介護予防・生活支援サービス事業

ア　訪問型サービス（法第１１５条の４５第１項第１号イに規定する事業をいう。）

（ぁ）　介護予防訪問介護相当サービス

指定事業者により実施する旧介護予防訪問介護に相当するもの

（ぃ）　訪問型生活支援サービス

公益社団法人三沢市シルバー人材センターが行う生活支援サービス

（ぅ）　訪問型サービスＣ

早期介入による閉じこもりの予防及び改善、社会参加並びに介護予防を目的に保健師等の専門職が３か月の短期間で実施する直営サービス

（ぇ）　訪問型サービスＤ(移動支援)

介護予防・生活支援サービス事業と一体的に行う移動支援及び移送前後の生活支援を行うもの

イ　通所型サービス（法第１１５条の４５第１項第１号ロに規定する事業をいう。）

（ぁ）　介護予防通所介護相当サービス

指定事業者により実施する旧介護予防通所介護に相当するもの

（ぃ）　通所型サービスＡ

緩和した基準により提供されるサービスで、特に運動や機能訓練を中心に１回概ね半日で行われるもの

（ぅ）　通所型サービスＢ

住民主体による要支援者を中心とする自主的な通いの場の立ち上げ及び運営をする事業又は立ち上げ及び運営を補助する事業

（ぇ）　通所型サービスＣ

保健・医療の専門職により提供される通所型サービスであって、３か月の短期間で行われるもの

ａ　運動器の機能向上プログラム

ｂ　栄養改善プログラム

ｃ　口腔機能向上プログラム

ウ　その他の生活支援サービス

エ　介護予防ケアマネジメント

（ぁ）　ケアマネジメントＡ

介護予防支援に相当する介護予防ケアマネジメント

（ぃ）　ケアマネジメントＢ

緩和した基準による介護予防ケアマネジメントであって、サービス担当者会議等を省略したもの

（ぅ）　ケアマネジメントＣ

緩和した基準による介護予防ケアマネジメントであって、サービスの利用又は地域の予防活動その他の活動への参加の開始時にのみ行われるものをいう。

（２）　一般介護予防事業

ア　介護予防把握事業

イ　介護予防普及啓発事業

ウ　地域介護予防活動支援事業

エ　地域リハビリテーション活動支援事業

オ　一般介護予防事業評価事業

（事業に要する費用の額）

第６条　指定事業者により実施する総合事業(以下「指定事業者が行う事業」という。)に要する費用の額は、別表の左欄に掲げる事業の区分に応じ、同表の中欄に定める単位数に、同表の右欄に定める１単位の単価を乗じて算定するものとする。

（支給限度額）

第７条　事業対象者の第一号事業支給費の支給限度額は、要支援１の介護予防サービス費等区分支給限度基準額の１００分の９０に相当する額を超えることはできない。

２　法第５９条の２に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等に係る第一号事業支給費について前項の規定を適用する場合においては、前項中「１００分の９０」とあるのは「１００分の８０」とする。

（高額介護予防サービス費等相当事業）

第８条　市長は、介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービスについて、高額医療合算介護予防サービス費相当事業（以下「高額介護予防サービス費相当事業」という。）を行うものとする。

２　高額介護予防サービス費相当事業の利用者負担段階及び負担限度額等については、法第６１条及び法第６１条の２に定める規定を準用する。

（第一号事業の利用の手続）

第９条　居宅要支援被保険者等は、事業を利用するとき（介護予防サービスを併せて利用するときを含む。）は、介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書（様式第１号）により、市長に届け出なければならない。

２　第１項の届出は、居宅要支援被保険者等に代わって、当該者に対して第一号介護予防事業を行う地域包括支援センターが行うことができる。

３　市長は、前項の届出をした者のうち、事業対象者に対し、当該者が事業対象者である旨、基本チェックリストの実施日等を被保険者証に記載し、これを送付するものとする。

（委託事業の利用の申請）

第１０条　当該事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、三沢市介護予防・日常生活支援総合事業利用申請書（様式第２号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（１）　利用者基本情報（利用者の状況を把握するための基礎的な情報をいう。）に関する書類の写し

（２）　第１号介護予防支援事業による支援により居宅要支援被保険者等ごとに作成される計画又は介護予防サービス計画の写し

（３）　基本チェックリスト

（委託事業の利用の決定）

第１１条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、事業の利用の承認又は不承認を決定し、三沢市介護予防・日常生活支援総合事業利用決定（却下）通知書（様式第３号）により申請者に通知するとともに、三沢市介護予防・日常生活支援総合事業利用決定（却下）通知書（様式第４号）により受託者に通知するものとする。

（利用の中止等）

第１２条　市長は、事業の利用者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該利用者の利用を休止又は中止させることができる。

（１）　健康状態に変化が見られ、当該事業を利用することが適切でないと認められたとき。

（２）　利用者の主治医に休止又は中止の指導を受けたとき。

（３）　その他事業の利用を継続することができないと認められたとき。

（利用の変更等の届出）

第１３条　利用者は、事業の利用を変更し、休止又は中止しようとするときは、予め三沢市介護予防・日常生活支援総合事業利用変更（中止・休止）届（様式第５号）により市長に届け出なければならない。

２　市長は、第４条の規定により事業を委託している場合において前項の届出があったときは、三沢市介護予防・日常生活支援総合事業（中止・休止）通知書（様式第６号）により事業受託者に通知するものとする。

（総合事業の利用料）

第１４条　市長は、総合事業を通知別記１第２の１（１）ア(エ)①又は②の方法により実施するときは、市長が定めるところにより、居宅要支援被保険者等に対して総合事業に要する費用の一部を負担させることができる。

（事業対象者の特定の有効期間）

第１５条　事業対象者の特定の有効期間は、基本チェックリストの実施によって事業対象者となった日から当該日の属する月の翌月から２年後の月の末日までとする。

（事業の評価）

第１６条　事業受託者は、事業の実施に当たって、利用者ごとに事前及び事後の評価を行うものとする。

２　前項の評価方法については、別に定めるところによる。

（事業受託者）

第１７条　事業受託者は、当該事業に係る経理を他の事業に係る経理と明確に区分しなければならない。

２　事業受託者は、委託を受けた事業により提供するサービス（以下「サービス」という。）について、実施月ごとに、三沢市介護予防・日常生活支援総合事業実績報告書（様式第７号）により、次に掲げる事項を市長に報告しなければならない。

（１）　サービスの利用者数、回数及び時間数

（２）　利用者別内訳

（３）　その他市長が別に指示する事項

３　事業受託者は、サービスの利用状況を明らかにできる書類及び経理に関する帳簿その他必要な書類を備え付けなければならない。

４　事業受託者及び事業に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、三沢市個人情報保護条例（平成２７年三沢市条例第２８号）の趣旨に則り、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、事業を行うに当た

り知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。事業受託者又は従事者でなくなった後においても同様とする。

（関係機関との連携）

第１８条　市長は、事業を実施するに当たり、関係する機関との連携を図り、当該事業による効果が期待される対象者の早期発見及び対象者に対する支援の円滑かつ効果的な実施に努めるものとする。

（補則）

第１９条　この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２９年２月１日から施行する。

別表(第６条関係)

<table>
<tr><th colspan="2">事業の区分</th><th>単　位　数</th><th>１単位の単価</th></tr>
<tr><td rowspan="6">訪問型サービス</td><td rowspan="3">指定事業者によるサービス</td><td>【週に１回程度】
２６８単位／回(月４回まで)
１１６８単位／月(１か月の提供回数が４回を超えた場合)</td><td rowspan="6">１０円</td></tr>
<tr><td>【週に２回程度】
２７０単位／回(月８回まで)
２３３５単位／月(１か月の提供回数が８回を超えた場合)</td></tr>
<tr><td>【週に３回程度(要支援２のみ)】
２８４単位／回(月１２回まで)
３７０４単位／月(１か月の提供回数が１２回を超えた場合)</td></tr>
<tr><td rowspan="3">指定事業者による短時間サービス(２０分未満)</td><td>【週に１回程度】
８９単位／回(月４回まで)
３８５単位／月(１か月の提供回数が４回を超えた場合)</td></tr>
<tr><td>【週に２回程度】
９０単位／回(月８回まで)
７８０単位／月(１か月の提供回数が８回を超えた場合)</td></tr>
<tr><td>【週に３回程度(要支援２のみ)】
９４単位／回(月１２回まで)
１２２２単位／月(１か月の提供回数が１２回を超えた場合)</td></tr>
<tr><td>通所型サービス</td><td>指定事業者によるサービス</td><td>【週に１回程度(要支援１)】
３８０単位／回(月４回まで)
１６４７単位／月(１か月の提供回数が４回を超えた場合)</td><td>１０円</td></tr>
</table>

		【週に２回程度(要支援２)】 ３８９単位／回(月８回まで) ３３７７単位／月(１か月の提供回数が８回を超えた場合)	
	通所型サービスＡ(半日型)	【週に１回程度(要支援１)】 ３８０単位／回(月４回まで) １６４７単位／月(１か月の提供回数が４回を超えた場合)	
		【週に２回程度(要支援２)】 ３８９単位／回(月８回まで) ３３７７単位／月(１か月の提供回数が８回を超えた場合)	
	通所型サービスＣ(短期集中予防サービス)	５，０００円（消費税含む。）／回 自己負担５００円／回	

備考

指定事業者による訪問型サービス及び通所型サービスに要する費用の加算及び減算については、旧介護予防訪問介護及び旧介護予防通所介護の例による。

様式第１号（第９条関係）

介護予防サービス計画作成・介護ケアマネジメント依頼（変更）届出書

［別紙参照］

様式第２号（第１０条関係）

介護予防・日常生活支援総合事業利用申請書

［別紙参照］

様式第３号（第１１条関係）

介護予防・日常生活支援総合事業利用決定（却下）通知書（申請者用）

［別紙参照］

様式第４号（第１１条関係）

介護予防・日常生活支援総合事業利用決定（却下）通知書（受託者用）

［別紙参照］

様式第５号（第１３条関係）

介護予防・日常生活支援総合事業利用変更（中止・休止）届

［別紙参照］

様式第６号（第１３条関係）

介護予防・日常生活支援総合事業（中止・休止）通知書

［別紙参照］

様式第７号（第１７条関係）

介護予防・日常生活支援総合事業実施状況報告書

［別紙参照］

様式第１号（第９条関係）

介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書

	□	介護予防サービス計画作成届出書	区分
	□	介護予防ケアマネジメント依頼届出書	新規・変更

被保険者氏名	被保険者番号	
ﾌﾘｶﾞﾅ		
	生年月日	性　別
	明・大・昭 年　月　日	男　・　女

介護予防サービス計画の作成を依頼（変更）する介護予防支援事業者
介護予防ケアマネジメントを依頼（変更）する地域包括支援センター

介護予防支援事業者名 地域包括支援センター名	介護予防支援事業所の所在地 地域包括支援センターの所在地	〒　－
事業所番号	電話番号　（　）	

介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを受託する居宅介護支援事業者
※居宅介護支援事業者が介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを受託する場合のみ記入してください。

居宅介護予防支援事業所名	居宅介護支援事業所の所在地	〒　－
事業所番号	電話番号　（　）	

介護予防支援事業所若しくは地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所を変更する場合の理由等

※変更する場合や基本チェックリスト実施日と事業
開始日が異なる場合記入してください。

変更年月日

（　　年　　月　　日付）

（宛先）三沢市長

上記の介護予防支援事業者（地域包括支援センター）に介護予防サービス計画の作成又は介護予防ケアマネジメントを依頼することを届け出ます。

年　　月　　日

住　所

被保険者　氏　名　　電話番号　（　）

保険者 確認欄	□　被保険者資格 □　介護予防支援事業所（地域包括支援センター）番号	□　事業対象者入力日	

（注意）１　この届出書は、介護予防サービス計画の作成又は介護予防ケアマネジメントを依頼する事業所等が決まり次第速やかに三沢市へ提出してください。
２　介護予防サービス計画の作成若しくは介護予防ケアマネジメントを依頼する介護予防支援事業又は介護予防支援若しくは介護予防ケアマネジメントを受託する居宅介護支援事業所を変更するときは、変更年月日を記入のうえ、必ず三沢市へ届け出てください。
届出がない場合、サービスに係る費用を一旦、全額負担していただくことがあります。
３　住所地特例の対象となる施設に入居中の場合は、その施設の住所地の市町村窓口へ提出してください。

様式第２号（第１０条関係）

年　　月　　日

（宛先）三　沢　市　長

申請者　住　所

氏　名　　印

三沢市介護予防・日常生活支援総合事業利用申請書

三沢市介護予防・日常生活支援総合事業を利用したいので、次のとおり申請します。

なお、申請に当たり、下記のことについて誓約します。

記

住　　所	三沢市		
氏　　名		性　別	男　・　女
生 年 月 日	年　　月　　日（　　歳）		
電 話 番 号			
緊急連絡先	住　　所： 氏　　名：　　続柄（　　） 電話番号：		
個別事業名	１．予防サービス　　（　　）事業 ２．生活支援サービス（　　）事業		

１．私は、三沢市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に定める遵守事項を理解し、これに従い、自らの意思で事業を利用することとします。

２．この事業で得られた個人に関する情報を統計処理することに同意します。

３．この事業で得られた個人に関する情報を、ケアマネジメント事業や事業実施の際に活用する観点から関係機関へ提供することを了承します。

４．通所型予防サービス事業の実施施設における利用に関する規定を遵守します。

様式第３号（第１１条関係）

第　　号

年　　月　　日

様

三　沢　市　長　　印

三沢市介護予防・日常生活支援総合事業利用決定（却下）通知書

年　　月　　日付けで申請のあった三沢市介護予防･日常生活支援総合事業（　　）事業の利用について、つぎのとおり決定（却下）しましたので通知します。

記

１　決　定

氏　　名		性　別	男　・　女
住　　所	三沢市		
利用承認事業			
事業実施日			
事業実施場所			
備　　考			

２　却　下

理　　由	

注）
１　この処分に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に青森県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。
２　この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。
ただし、次の⑴から⑶までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。
⑴　審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき
⑵　処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
⑶　その他の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

様式第４号（第１１条関係）

第　　号

年　　月　　日

様

三　沢　市　長　　印

三沢市介護予防・日常生活支援総合事業利用決定（却下）通知書

次のとおり三沢市介護予防・日常生活支援総合事業（　　事業）の利用を決定（却下）しましたので通知します。

記

１　決　定

利用決定番号	第　　号		
利用者の氏名		性　別	男　・　女
利用者の住所	三沢市		
生　年　月　日	年　　月　　日		
電　話　番　号			
事業利用期間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日		
事業実施場所			

２　却　下

理　　由	

注）
１　この処分に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内に青森県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。
２　この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。
ただし、次の⑴から⑶までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。
⑴　審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき
⑵　処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
⑶　その他の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

様式第５号（第１３条関係）

年　　月　　日

（宛先）三　沢　市　長

申請者　住　　所

氏　　名　　印

電話番号

三沢市介護予防・日常生活支援総合事業利用変更（中止・休止）届

次のとおり三沢市介護予防・日常生活支援総合事業の利用の変更（中止・休止）を申し出ます。

記

利用者の氏名			性　別	男　・　女
利用者の住所	三沢市			
生 年 月 日	年　　月　　日（　　歳）			
電 話 番 号				
利 用 事 業 名				
変更（中止・休止）の理由	変　更	月　日	年　　月　　日から利用を変更する。	
		理　由		
	中　止	月　日	年　　月　　日から利用を中止する。	
		理　由		
	休　止	月　日	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで利用を休止する。	
		理　由		

様式第６号（第１３条関係）

年　　月　　日

様

三　沢　市　長　　印

三沢市介護予防・日常生活支援総合事業利用変更（中止・休止）通知書

次のとおり三沢市介護予防・日常生活支援総合事業の利用の変更（中止・休止）を申し出がありましたので通知します。

記

<table>
<tr><td>利用者の氏名</td><td colspan="2"></td><td>性　別</td><td>男　・　女</td></tr>
<tr><td>利用者の住所</td><td colspan="4">三沢市</td></tr>
<tr><td>生 年 月 日</td><td colspan="4">年　　月　　日（　　歳）</td></tr>
<tr><td>電 話 番 号</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>利 用 事 業 名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">変更（中止・休止）の理由</td><td rowspan="2">変　更</td><td>月　日</td><td colspan="2">年　　月　　日から利用を変更する。</td></tr>
<tr><td>理　由</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">中　止</td><td>月　日</td><td colspan="2">年　　月　　日から利用を中止する。</td></tr>
<tr><td>理　由</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">休　止</td><td>月　日</td><td colspan="2">年　　月　　日から　　年　　月　　日まで利用を休止する。</td></tr>
<tr><td>理　由</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

様式第７号（第１７条関係）

年　　月　　日

（宛先）三　沢　市　長

所 在 地

事業者　名　　称

代表者名　　印

三沢市介護予防・日常生活支援総合事業実施状況報告書（　　年　　月分）

三沢市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第１７条第２項の規定により、次のとおり報告いたします。

記

１　事業名称及び利用者数

事 業 名 称	
利 用 者 数	人

２　延利用回数及びサービス時間数

	要支援１	要支援２	事業対象者	利用者合計
登 録 者 数	人	人	人	人
利 用 者 数	人	人	人	人
延 利 用 回 数	回	回	回	回
サービス時間数	分	分	分	分

３　利用者別内訳　別紙（三沢市介護予防・日常生活支援総合事業利用実績表）

（別紙）

三沢市介護予防・日常生活支援総合事業実績表（　　年　　月分）

事　業　名		区　分	要支援１・要支援２・事業対象者
被保険者番号		利用者氏名	

回数	日	曜日	サービス時間		サービス内容
1			時　分～ 時　分	分	
2			時　分～ 時　分	分	
3			時　分～ 時　分	分	
4			時　分～ 時　分	分	
5			時　分～ 時　分	分	
6			時　分～ 時　分	分	
7			時　分～ 時　分	分	
8			時　分～ 時　分	分	
合　計				分	
備　考					